

法務委員會議録第四号

平成十三年三月九日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君	理事 奥谷 通君	理事 塩崎 恭久君
理事 杉浦 正健君	理事 田村 憲久君	理事 佐々木秀典君
理事 漆原 良夫君	理事 野田 佳彦君	理事 荒井 広幸君
理事 左藤 章君	理事 西村 眞悟君	理事 棚橋 泰文君
理事 松宮 勲君	理事 山本 明彦君	理事 横内 正明君
理事 渡辺 喜美君	理事 吉野 正芳君	理事 日野 市朗君
理事 水島 広子君	理事 平岡 秀夫君	理事 山花 郁夫君
理事 藤井 裕久君	理事 上田 勇君	理事 瀬古由起子君
理事 徳田 虎雄君	理事 木島日出夫君	理事 植田 至紀君

法務大臣 高村 正彦君
 法務副大臣 長勢 甚遠君
 法務大臣政務官 大野つや子君
 法務委員会専門員 井上 隆久君

委員の異動

三月九日

新藤 義孝君

不破 哲三君

同日

小泉 龍司君

瀬古由起子君

補欠選任

小泉 龍司君

瀬古由起子君

補欠選任

新藤 義孝君

不破 哲三君

三月七日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

同日

定期借家制度の廃止に関する請願(木島日出夫君紹介)(第三六七号)

同日

犯罪捜査のための通信傍受法の廃止に関する請願(河村たかし君紹介)(第四七六号)

同(佐々木秀典君紹介)(第五〇一号)

同(橋崎欣弥君紹介)(第五〇二号)

同(鎌田さゆり君紹介)(第五四七号)

同(瀬古由起子君紹介)(第五四七号)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第五四八号)

同(不破哲三君紹介)(第五四九号)

同(石毛鏗子君紹介)(第五八六号)

同(植田至紀君紹介)(第五八七号)

同(加藤公一君紹介)(第五八八号)

同(木島日出夫君紹介)(第五八九号)

同(保坂展人君紹介)(第五九〇号)

同(池田元久君紹介)(第六一〇号)

同(菅直人君紹介)(第六一一号)

は本委員会に付託された。

二月二十八日

犯罪被害者の権利を確立する法制度に関する意見書(埼玉県嵐山町議会)(第七三三号)

犯罪被害者の権利を確立する法制度の拡充に関する意見書(東京都日野市議会)(第七二四号)

法務局職員の増員に関する意見書(秋田市議会)(第七二五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。高村法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○高村法務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を適宜一括して御説明いたします。初めに、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員員数を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を三十人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件及び倒産事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官の員数を増加しようとするものであります。

うとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員員数を九人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所書記官等を二百四十五人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を二百三十六人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員員数を九人増加しようとするものであります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行おうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、埼玉県浦和市、同大宮市、同与野市を廃し、その区域をもってさいたま市を置く処分に伴い、浦和と地方裁判所の名称をさいたま地方裁判所に、浦和と家庭裁判所の名称をさいたま家庭裁判所に、浦和と簡易裁判所の名称をさいたま簡易裁判所に變更しようとするものであります。

第二点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、同別表第二表ないし第五表について必要とされる整理をしようとするものであります。

ります。

以上が、両法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

号の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三六〇人」を「一、三九〇人」に改める。

別表第二表浦和地方裁判所の項を次のように改める。

さいたま地方裁判所

さいたま市

別表第三表浦和家庭裁判所の項を次のように改める。

さいたま家庭裁判所

さいたま市

別表第四表名称の欄中「浦和簡易裁判所」を「さい

いたま簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「新島本村」を「新島村」に、「浦和市」を「さいたま市高砂三丁目」に、「大宮市」を「さいたま市高鼻町三丁目」に、「兵庫県多紀郡篠山町」を「篠山市」に改める。

別表第五表地方裁判所及び家庭裁判所の欄中「浦和を」を「さいたま」に改め、同表新島簡易裁判所の管轄区域の欄中「新島本村」を「新島村」に改め、

第二条中「二万六千六百四十八人」を「二万六千六百五十七人」に改める。

附則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の数を変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

同表八千字簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋川市」を「あきる野市」に改め、「五日市町」を削り、同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「田無市」「保谷市」を「西東京市」に改め、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「福生市」を「福生市」「羽村市」に改め、「羽村町」を削り、同表神奈川簡易裁判所の管轄区域の欄中「緑区」を「緑区」「青葉区」「都筑区」に改め、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表大宮簡易裁判所の項を次のように改める。

大宮

埼玉県の内
さいたま市内
さいたま市大宮総合行政センターの所管区域
岩槻市 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 蓮田市 北足立郡

別表第五表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中

「三郷市」を「三郷市」「吉川市」に改め、「吉川町」を削り、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂戸市」を「坂戸市」「鶴ヶ島市」に改め、「鶴ヶ島町」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯能市」を「飯能市」「日高市」に改め、「日高町」を削り、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「四街道市」を「四街道市」「八街市」「印西市」に改め、同表木更津簡易裁判所の管轄区域の欄中「君津郡」を「袖ヶ浦市」に改め、同表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「那珂湊市」「勝田市」を「ひたちなか市」に改め、同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「金砂郷村」を「金砂郷町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「土浦市」を「土浦市」「つくば市」に、「出島村」を「霞ヶ浦町」に改め、「桜村」を削り、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村」を「千代田町」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「新利根村」「河内村」を「新利根町」「河内町」に、「東村」を「東町」に改め、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「行方郡」を「鹿嶋市」「行方郡」に改め、「鹿島町」「大野村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「西方村」を「西方町」に改め、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠懸村」を「笠懸町」に改め、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「横越村」を「横越町」に改め、「黒崎町」を削り、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「高石市」を「高石市」「大阪狭山市」に改め、「狭山町」を削り、同表佐野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉南市」を「泉南市」「阪南市」に改め、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「西京区役所大原野出張所の所管区域を除く」を「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原

野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里見町、大原野上里男鹿町、大原野上里石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町を除く。に改め、同表向日町簡易裁判所の管轄区域の欄中「西京区役所大原野出張所の所管区域を除く」を「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里見町、大原野上里男鹿町、大原野上里石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町」に改め、同表木津簡易裁判所の管轄区域の欄中「八幡市」を「八幡市」「京田辺市」に改め、同表篠山簡易裁判所の管轄区域の欄中「多紀郡」を「篠山市」に改め、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「御所市」を「御所市」「香芝市」に改め、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊明市」を「豊明市」「日進市」に改め、「日進町」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸郡の内」を「廿日市市」「安芸郡の内」に改め、「廿日市町」を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「太宰府市」を「太宰府市」「前原

さいたま

埼玉県の内

さいたま市(さいたま市大宮総合行政センターの所管区域を除く) 蕨市

戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市

市「古賀市」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中、「香月出張所及び木屋瀬出張所」を「及び八幡南出張所」に、「除く」を「除く」に改め、同表折尾簡易裁判所の管轄区域の欄中、「香月出張所及び木屋瀬出張所」を「及び八幡南出張所」に改め、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「除く」を「除く」に改め、「飽託郡」を削り、「豊野村」を「豊野町」に改め、同表沖繩簡易裁判所の管轄区域の欄中「与那城市」を「与那城市」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉市」及び「名取郡」を削り、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「札幌郡」を「北広島市」「石狩市」に改める。

附則

この法律は、平成十三年五月一日から施行する。

理由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年三月十九日印刷

平成十三年三月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E